

令和6年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和6年5月14日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年5月14日（火）午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時43分

閉会 午前10時26分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福島 富子	10番	瀬川 等
2番	佐々木 昇	11番	麻生 良子
3番	伊藤 秀郎	12番	沓澤 弥
4番	川崎 秀悦	13番	加藤 エリ子
5番	水戸 義昭	14番	佐藤 栄子
6番	姉崎 与志弘	15番	高橋 郁夫
7番	佐藤 昇	16番	高橋 忠雄
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

17番 宮原 正明

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午前9時43分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高山 善樹
主 幹 柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 申請許可状況

3 議 案

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第9号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午前 9 時 43 分 委員総数 19 名中、ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、17 番 宮原 正明 委員 であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、4 番 川崎 秀悦 委員 、5 番 水戸 義昭 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 1 件、議案 5 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 6 件で、面積は12,187㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが 3 件、貸人の都合によるものが 1 件、第三者へ所有権移転するため 1 件、第三者へ利用権設定するため 1 件であります。2 使用貸借契約合意解約通知は 2 件で、面積は36,789㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定のため 1 件、貸人の都合によるものが 1 件であります。 次に、議案書 3 ページをご覧ください。3 申請許可状況であります、先月の転用案件は 3 件で、5 条所有権移転申請番号第15号、16号、17号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、4 月 26 日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 6 年 5 月 14 日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書 7 ページの 所有権移転 申請番号 第 3 号 は 8 番 加藤 艶子 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは 所有権移転 申請番号 第 3 号 を審議しますので、8 番 加藤 艶子 委員 の退席をお願いいたします。 (8 番 加藤 艶子 委員、退席) (午前 9 時 49 分)

議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書 7 ページをご覧ください。所有権移転 申請番号 第 3 号は、面積が469㎡で、申請事由は、経営縮小のため、売買価格については総会資料記載のとおり贈与であります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。所有権移転 申請番号 第 3 号 について、申請のとおり許可することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (8 番 加藤 艶子 委員、着席) (午前 9 時50分)
議 長	次に、議案第 6 号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書 5 ページから 6 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 5 件で、面積は41,810㎡であります。申請事由は、申請番号第 1 号、3 号、4 号は高齢による経営縮小のため、2 号、5 号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書 7 ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は 2 件で、面積は3,191㎡であります。申請事由は、申請番号第 1 号は小作地解放のため、2 号は農業廃止のためとなっております。売買価格は総会資料記載のとおり 2 件とも贈与であります。 次に、議案書 8 ページをご覧ください。賃貸借権移転は 1 件で、面積は 5,091㎡であります。申請事由は、申請番号第 1 号は経営移譲のためとなっております。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は

		以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。議案第6号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第7号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議	長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長		議案第7号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年5月14日提出。説明は以上です。
議	長	ここで、議案書10ページの経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第62号は、2番 佐々木 昇 委員、整理番号 第63号は、9番 由利 幸悦 委員、整理番号 第64号は、18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは利用権設定 整理番号 第62号 を審議しますので、2番 佐々木 昇 委員の退席をお願いいたします。 (2番 佐々木 昇 委員、退席) (午前9時54分)
議	長	事務局より説明をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書10ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第62号は、賃貸借権の新規設定で、面積は1,331㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定 第62号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (2番 佐々木 昇 委員、着席) (午前9時55分)
議 長	次に、利用権設定 整理番号 第63号 を審議しますので、9番 由利 幸悦 委員の退席をお願いいたします。 (9番 由利 幸悦 委員、退席) (午前9時55分)
議 長	事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書10ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第63号は、賃貸借権の新規設定で、面積は1,994㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)

議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手)
議	長	全員挙手。利用権設定 第63号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
		(9番 由利 幸悦 委員、着席) (午前9時56分)
議	長	次に、利用権設定 整理番号 第64号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。
		(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時56分)
議	長	事務局より説明をお願いします。
		(高山班長、挙手)
議	長	高山班長。
高山班長		議案書10ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第64号は、賃貸借権の新規設定で、面積は535㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
		(質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。利用権設定 第64号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
		(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前9時57分)
議	長	次に、議案第7号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局よ

	り説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書11ページから22ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が41件で、面積は230,320.44㎡であります。新規の設定が16件、再設定が25件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は3件で、面積は5,872㎡であります。新規の設定が3件であります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
4 番	議案書11ページから12ページの整理番号第22号、23号、65号の賃借人は新規就農者のようですが、どのような経営を目指している方ですか。
議 長	暫時休憩します。(午前10時00分) 再開します。(午前10時05分)
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	ただいまの御質問についてお答えします。議案書24ページに、もう一件この方に関する案件として父親の経営農地の一部を利用権移転する案件があり、申請事由は、経営移譲を受け経営を主宰するためとなっております。いずれの案件も申請土地のほとんどが田の借り受けとなっており、今後の経営については、現在資料を持ち合わせていないため詳細はお答えできませんが、水稻が主となるのではないかと思います。また、新規就農者に対する行政からの経営開始資金の交付等の支援を受けるためには、認定新規就農者の認定を受けている等の要件の他、自らが農地の利用権を有している必要があることから、今回、利用権設定等を行うことになったものです。
議 長	よろしいですか。
4 番	はい。
議 長	他にご質問ありませんか。

	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第 7 号 議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 7 号 経営基盤強化促進法 所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案書23ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転は 2 件で、面積は21,509㎡であります。申請事由は、整理番号第 1 号は小作地解放のため、2 号は経営縮小のためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第 7 号 経営基盤強化促進法 所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第 7 号 経営基盤強化促進法 利用権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案書24ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権移転は 1 件で、面積は4,099㎡であります。申請事由は、整理番号第 1 号は経営移譲の

	ためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第7号 経営基盤強化促進法 利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第8号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第8号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年5月14日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書26ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第555号から557号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第562号は、18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、集積計画整理番号（転貸人へ）第555号から557号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第562号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前10時08分)

議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書26ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第555号から557号は、面積は14,915㎡で、貸付理由は、すべて経営縮小のためであります。利用集積計画整理番号(転借人へ)第562号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第555号から557号 及び 集積計画整理番号(転借人へ)第562号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前10時10分)
議 長	次に、議案第8号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書27ページから28ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、利用集積計画(転貸人へ)が5件、面積は22,628.62㎡であります。貸付理由は、すべて経営縮小のためであります。利用集積計画(転借人へ)は4件で、すべて経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、すべての利用集積計画で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第 8 号 議事参与制限以外の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第 9 号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案第 9 号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和 6 年 5 月14日提出。 議案書30ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の促進計画案は、賃貸借権の移転が 1 件で、面積は12,077㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和 6 年 6 月28日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第 9 号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。 次に、議案第10号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

議長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年5月14日提出。 初めに、5条 賃貸借権設定 申請番号第1号について説明させていただきます。議案書32ページ、議案付属資料9ページから15ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市[]、地目は田、面積は[]㎡であります。申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利原石を採取するための一時転用であります。申請地は、三関駅から[]km、市立湯沢南中学校から[]kmに位置しており、東側及び西側は水路、北側は田、南側は水路に隣接しており、農地区分は農用地区域内農地であります。 事業計画は、深さ[]m、[]㎡を掘削し、陸砂利[]㎡を採取するものです。事業費は、用地借上経費[]円、造成・整地費[]円、施設・建物建設経費[]円、測量・登記経費[]円、その他搬入経費[]円、合計[]円で、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。 被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。 この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。また、申請地は農地中間管理事業を利用していますが、秋田県農業公社及び耕作者から一時転用の同意を得ております。 参考として、令和[]年[]月[]日付け【指令湯農委-[]】で許可している陸砂利採取のための一時転用、令和[]年[]月[]日付け【指令湯農委-[]】で許可している資材置場設置のための転用については、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでいることを確認しております。また、令和[]年[]月[]日付け【指令湯農委-[]】で許可した陸砂利採取のための一時転用については、試掘したところ想定した深さに砂利層がなく、地権者の承諾を得たうえで事業を廃止し、従来どおり農地として利用することとした旨、令和[]年[]月[]日付けで転用事業廃止報告書の提出を受けております。なお、農地への復元状況については報告書添付の写真にて確認しております。

許可判断として、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。

次に、5条所有権移転 申請番号第1号について説明させていただきます。議案書33ページ、議案付属資料16ページから23ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡であります。申請内容は、譲受人は現在、市内でアパート暮らしのため、実家に近く市道に面している申請地を取得して、住宅を建築するための転用であります。申請地は、市立山田小学校から■■■■■km、市立山田中学校から■■■■■kmに位置し、東側は宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は畑に隣接しております。

農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）であると判断しました。

事業計画は、造成等の工事を行わず、住宅■■■■■㎡と通路■■■㎡、植栽・雪捨て場等■■■■■㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■■円、造成・整地経費■■■■■円、建物建設経費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は借入及び自己資金で、金融機関の事前審査結果書類及び通帳の写し等で確認しております。

被害防除計画については、北側に緩衝地を設け周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。汚水・生活雑排水は農業集落排水施設に排水し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないものと判断しました。

次に、5条所有権移転 申請番号第2号について説明させていただきます。議案書33ページ、議案付属資料24ページから31ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡であります。申請内容は、住宅地として需要の多い湯沢駅西地区に空地となっている宅地等の未利用地が無かったため、顧客のニーズに合致する申請地を取得し■■区画の宅地の分譲を行うための転用であります。申請地は、湯沢西小学校から■■■■■km、湯沢駅から■■■■■kmに位置し、東側、西側及び北側は水路、南側は田に隣接しております。

農地区分は、都市計画区域・準工業地域であることから第3種農地であると判断しました。

事業計画は、高さ■■■■■m、土量■■■■■m³の造成工事を行い、■■区

		画の宅地分譲地を整備するものです。事業費は、用地取得費 〇〇〇〇 円、造成・整地経費 〇〇〇〇 円、施設・建物建設経費 〇〇〇〇 円、設計費 〇〇〇〇 円、測量・登記経費 〇〇〇〇 円、搬入費等諸経費 〇〇〇〇 円、計 〇〇〇〇 円となっており、資金計画は全額自己資金で、残高証明書で確認しております。 被害防除計画については、東側及び西側にＬ型擁壁、南側は法面保護と畦畔を設置し周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。汚水・生活雑排水は公共下水道を予定し、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、申請地は第３種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、14番 佐藤 栄子 委員から報告願います。
議	長	(14番 佐藤 栄子 委員、挙手) 14番 佐藤 栄子 委員。
14	番	議案第10号の現地確認について報告いたします。 4月26日、13番 加藤 エリ子 委員 と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	暫時休憩します。(午前10時24分) 再開します。(午前10時25分)
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第10号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第10号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第10号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
議 長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午前10時26分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和6年5月14日

議 長 高橋伸太郎 

署名委員 4 番 川崎 希悦 

署名委員 5 番 水戸 義昭 